



# 島根県報

平成29年10月13日（金）

号外 第 120 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部（税 務 課） 2  
を改正する規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（ ” ） 3

## 公布された条例等のあらまし

## ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第49号）

## 1 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整理  
(様式第3号・様式第4号関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第50号）

## 1 規則の概要

島根県県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用条項の整理

## 2 施行期日

平成30年1月1日から施行することとした。

## 規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第49号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

適用地区等	離島振興対策実施地域 過疎地域 企業立地促進法の同意集積区域	半島振興法の認定産業 振興促進計画の区域 原子力発電施設等立地地域 地域再生法の地方活力向上地域
-------	--------------------------------------	---

」

を

「

適用地区等	離島振興対策実施地域 過疎地域 地域未来投資促進法の促進区域 旧企業立地促進法の同意集積区域	半島振興法の認定産業 振興促進計画の区域 原子力発電施設等立地地域 地域再生法の地方活力向上地域
-------	---	---

」

に改め、同様式の備考の3の(6)中「企業立地促進法の同意集積区域」を「地域未来投資促進法の促進区域及び旧企業立地促進法の同意集積区域」に改める。

様式第4号中

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興法の認定産業 振興促進計画の区域
	過疎地域	原子力発電施設等立地地域
	企業立地促進法の同意集積区域	地域再生法の地方活力向上地域

」

を

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興法の認定産業 振興促進計画の区域
	過疎地域	原子力発電施設等立地地域
	地域未来投資促進法の促進区域	地域再生法の地方活力向上地域
	旧企業立地促進法の同意集積区域	

」

に改め、同様式の備考の3の(3)中「企業立地促進法の同意集積区域」を「地域未来投資促進法の促進区域及び旧企業立地促進法の同意集積区域」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第33号）附則第4項又は第5項の規定により課税免除の規定の適用を受けようとする場合におけるこの規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「条例第13条第1項の規定により」とあるのは「特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第33号）附則第4項又は第5項の規定により課税免除の規定の適用を受けようとする者が、当該課税免除について」と、同項の表第3号中「条例第1条の2第1項第2号、第4条第2号、第7条第1項第2号、第8条第2号、第8条の2第1項第2号若しくは第2項第1号又は第9条第1号に規定する不動産取得税」とあるのは「不動産取得税」と、同表第4号中「条例第1条の2第1項第3号、第4条第3号、第7条第1項第3号、第8条第3号、第8条の2第1項第3号若しくは第2項第2号又は第9条第2号に規定する固定資産税」とあるのは「固定資産税」と、同条第2項中「条例第14条第2項の規定により」とあるのは「前項の申請に係る課税免除の決定について」と、同条第3項中「条例の規定による課税免除又は不均一課税」とあるのは「第1項の申請に係る課税免除」とする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第50号**

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「第37条第2項」を「第37条第3項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年1月1日から施行する。